承認第１４号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和３年１１月２９日提出

木津川市長　河井　規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和３年１１月１９日

木津川市長　河井　規子

記

令和３年度木津川市一般会計補正予算第８号について

令和３年度

一般会計補正予算第８号

京 都 府 木 津 川 市

令和３年度　木津川市一般会計補正予算第８号

令和３年度木津川市の一般会計補正予算第８号は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８３２，４０２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３４，５９７，９２４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和３年１１月１９日専決

木津川市長　河井　規子

第１表　　歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金		6,391,988	832,398	7,224,386
	2　国庫補助金	1,955,133	832,398	2,787,531
19　繰入金		2,345,398	4	2,345,402
	1　基金繰入金	2,330,204	4	2,330,208
歳　入　合　計		33,765,522	832,402	34,597,924

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3　民生費		12,936,522	832,402	13,768,924
	2　児童福祉費	6,078,914	832,402	6,911,316
歳　出　合　計		33,765,522	832,402	34,597,924

令 和 3 年 度

予 算 に 関 す る 説 明 書

（ 一 般 会 計 ）

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金	6,391,988	832,398	7,224,386
19　繰入金	2,345,398	4	2,345,402
歳入合計	33,765,522	832,402	34,597,924

（歳出）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3　民生費	12,936,522	832,402	13,768,924	832,398	0	0	4
歳出合計	33,765,522	832,402	34,597,924	832,398	0	0	4

2 歳入

15 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説　明
2 民生費国庫補助金	496,599	832,398	1,328,997	3 児童福祉費補助金	832,398	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金 825,000 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金 7,398
計	1,955,133	832,398	2,787,531			

19 款 繰入金
1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,360,597	4	1,360,601	1 財政調整基金繰入金	4	財政調整基金繰入金・増
計	2,330,204	4	2,330,208			

3 歳出

3 款 民生費
2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2児童措置費	1,979,516	832,402	2,811,918	832,398			4
	（特定財源内訳）						
	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金			825,000			
	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金			7,398			
計	6,078,914	832,402	6,911,316	832,398	0	0	4

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	
1報酬	732	○児童手当支給事業費	832,402
		パートタイム職員報酬・増	732
3職員手当等	2,509	職員手当・増	2,509
		社会保険料・増	82
4共済費	82	パートタイム職員通勤費用弁償・増	26
		消耗品費・増	52
8旅費	26	印刷製本費・増	211
		通信運搬費・増	1,612
10需用費	263	口座振込手数料・増	1,089
		電算システム等委託料・増	1,089
11役務費	2,701	子育て世帯への臨時特別給付金	825,000
12委託料	1,089		
19扶助費	825,000		

令和３年度木津川市一般会計補正予算
第８号（専決処分）について（概要）

総務部財政課

令和３年度補正予算第８号は、令和３年１１月１９日に閣議決定された経済対策として、子育て世帯に対し臨時特別給付金を年内に児童１人あたり５万円を支給することとされたことにより、緊急に予算措置をする必要があるため、令和３年度一般会計補正予算第８号として予算を編成し、専決処分を行ったものである。

予算案の主な概要

１　補正予算の規模

８億３,２４０万２,０００円

補正後の予算額　３４５億９,７９２万４,０００円

２　専決処分日　　令和３年１１月１９日

３　補正予算の内容

（１）子育て世帯への臨時特別給付金

給付金８億２,５００万円、事務費７４０万２,０００円

【特定財源：国庫１０／１０】

（２）支給対象者

平成１５年４月２日～令和４年３月３１日までに生まれた児童を養育している保護者

※保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合

（３）給付額　児童１人あたり一律５万円

（４）支給時期

児童手当受給対象の方には１２月から順次案内の上、支給を開始、児童手当受給対象以外の方には、申請により、可能な限り速やかに支給。

令和3年度一般会計補正予算第8号　施策の概要

（単位：千円）

科目	款		項		目	
所管						
事業						
市総合計画（基本計画）の位置付け						
事業期間			新規・継続			
予算額の概要	本年度予算額	国庫	府	市債	その他	一般財源
補正前						
補正額						
補正後						
補正予算額の主な内訳						
主な特定財源						
政策を必要とする背景及び提案の経緯						
市民参加の状況						
将来にわたる効果等						

記　載　例

当該補正予算において、新たに予算事業名称を作成したものを「新規」とし、それ以外のものは、原則、「継続」としています

金額の表記は、原則として、費目ごとの補正額を記載し、（　）内に補正後の予算額を記載していますが、予算の使途を明確にするため、事項ごとに費目ごとの金額を記載している場合もあります。その場合は、その事項に相当する補正後の金額を（　）内に記載しています。

年度によって変わるものではない当該事業の基本情報を記しています。
（補正予算の特徴等を記しているものではありません。）

科目	款	民生費	項	児童福祉費	目	児童措置費
所管	健康福祉部　社会福祉課					
事業	3449　児童手当支給事業費					
市総合計画（基本計画）の位置付け	【基本方針1　ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きる子どもを育むまちづくり】 政策分野1　子育て　施策①子育て支援					
事業期間			新規・継続		継続	
予算額の概要	本年度予算額	国庫	府	市債	その他	一般財源
補正前	1,590,883	1,129,307	228,459			233,117
補正額	832,402	832,398				4
補正後	2,423,285	1,961,705	228,459			233,121
補正予算額の主な内訳	パートタイム職員報酬：732千円増（3,284千円）、職員手当：2,509千円増（4,117千円）、社会保険料82千円増（426千円）、パートタイム職員通勤費用弁償：26千円増（136千円）、消耗品費：52千円増（306千円）、印刷製本費：211千円増（580千円）、通信運搬費：1,612千円増（4,141千円）、口座振込手数料：1,089千円増（1,267千円）、電算システム等委託料：1,089千円増（2,079千円）、子育て世帯への臨時特別給付金：825,000千円皆増 ※新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別給付金として児童1人あたり5万円を支給（所得制限有）					
主な特定財源	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金：825,000千円　子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金：7,398千円					
政策を必要とする背景及び提案の経緯	次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援することを目的として、児童手当を支給する。					
市民参加の状況						
将来にわたる効果等						